R'1：恵那山特別区間又は飛騨特別区間の１キロメートル当たりの料金の額（単位：円）。
R'2：大都市近郊区間の１キロメートル当たりの料金の額（単位：円）。
ｔ　：消費税率
ただし、走行する区間に新湘南バイパスの茅ヶ崎西インターチェンジから首都圏中央連絡自動車道の寒川南インターチェンジまでの間が介在する場合は、別添６のうちＦに掲げる高速道路においてのみ、上記式のＰ×ｄ＋P'を次式に読み替えるものとする。
Ｘ×Ｙ÷（Ｙ＋Ｚ）×ｄ＋Ｘ×Ｚ÷（Ｙ＋Ｚ）
㈱　上記式においてＸ、Ｙ、Ｚは、それぞれ次の数値を表すものとする。
Ｘ：新湘南バイパスの大磯インターチェンジから首都圏中央連絡自動車道の海老名南ジャンクションまでの間のうち走行区間に該当する区間の料金の額（単位：円）
Ｙ：新湘南バイパスの大磯インターチェンジから首都圏中央連絡自動車道の茅ヶ崎ジャンクションまでの間のうち走行区間に該当する区間の料金の額（単位：円）
Ｚ：首都圏中央連絡自動車道の茅ヶ崎ジャンクションから海老名南ジャンクションまでの間のうち走行区間に該当する区間の料金の額（単位：円）

⑥　休日割引
イ　割引をする自動車
休日（１月２日及び１月３日を含む。）に高速国道、新湘南バイパス（走行する区間に新湘南バイパスの藤沢インターチェンジから首都圏中央連絡自動車道の寒川南インターチェンジまでの間が介在する場合を除く。以下⑥において同じ。）又は別添６のうちＡ若しくはＤに掲げる高速道路を通行する（大都市近郊区間のみの通行又は東京外環自動車道の通行を除く。）ＥＴＣ車のうち、軽自動車等又は普通車。
ロ　割引率等
㈠　普通区間等
割引率は30パーセントとし、対距離制区間（大都市近郊区間を除く。）、区間料金制区間、新湘南バイパス並びに別添６のうちＡ、Ｄに掲げる高速道路の通行料金に適用する。ただし、㈡を適用する場合は除く。
なお、本割引適用後の料金の額は対距離制区間（大都市近郊区間を除く。）、区間料金制区間、新湘南バイパス又は別添６のうちＡ、Ｄに掲げる各高速道路の別に算出することとし、それぞれの割引後の算出額に10円未満の端数が生じる場合には、四捨五入により、10円単位の端数処理を行うこととする。
ただし、走行する区間に新湘南バイパスの茅ヶ崎西インターチェンジから首都圏中央連絡自動車道の寒川南インターチェンジまでの間が介在する場合は、別添６のうちＦに掲げる高速道路においてのみ、次式により算出した額とし、当該算出額に10円未満の端数が生じる場合には、四捨五入により、10円単位の端数処理を行うこととする。
Ｘ×Ｙ÷（Ｙ＋Ｚ）×（１－Ｗ÷100）＋Ｘ×Ｚ÷（Ｙ＋Ｚ）
㈱　上記式においてＷ、Ｘ、Ｙ、Ｚは、それぞれ次の数値を表すものとする。
Ｗ：30
Ｘ：新湘南バイパスの大磯インターチェンジから首都圏中央連絡自動車道の海老名南ジャンクションまでの間のうち走行区間に該当する区間の料金の額（単位：円）
Ｙ：新湘南バイパスの大磯インターチェンジから首都圏中央連絡自動車道の茅ヶ崎ジャンクションまでの間のうち走行区間に該当する区間の料金の額（単位：円）
Ｚ：首都圏中央連絡自動車道の茅ヶ崎ジャンクションから海老名南ジャンクションまでの間のうち走行区間に該当する区間の料金の額（単位：円）

㈡　対距離区間の一部に大都市近郊区間を含む区間
対距離区間の一部に大都市近郊区間を含む場合の本割引適用後の料金の額は、下記の計算式により算出された額とする。
（ａ×((Ｌ Ｒ＋Ｌ'1 Ｒ'1）×（１－Ｗ÷100）＋Ｌ'2 Ｒ'2）＋150×（１－Ｗ÷100))×ｔ＋Ｐ×（１－Ｗ÷100）＋Ｐ'
ただし、上記式において、(ａ×((Ｌ Ｒ＋Ｌ'1 Ｒ'1）×（１－Ｗ÷100）＋Ｌ'2 Ｒ'2）＋150×（１－Ｗ÷100))×ｔ又はＰ×（１－Ｗ÷100）の別に10円未満の端数が生じる場合には、四捨五入により、10円単位の端数処理を行うこととする。
㈱　上記式においてａ、Ｌ、Ｌ'1、Ｌ'2、Ｐ、Ｐ'、Ｒ、Ｒ'1、Ｒ'2、Ｗ及びｔは、それぞれ次の数値を表すものとする。
ａ　：対距離制区間のキロ程が100キロメートル以下の場合は１。対距離制区間のキロ程が100キロメートルを超え、200キロメートル以下の場合は25を対距離制区間のキロ程（単位：キロメートル）で除し、0.75を加算した値。対距離制区間が200キロメートルを超える場合は、35を対距離制区間のキロ程で除し、0.7を加算した値
Ｌ　：普通区間のキロ程（単位：キロメートル）
Ｌ'1：恵那山特別区間又は飛騨特別区間のキロ程（単位：キロメートル）
Ｌ'2：大都市近郊区間のキロ程（単位：キロメートル）
Ｐ　：別添６のうちＡ又はＦに掲げる高速道路の料金の額（単位：円）
Ｐ'　：別添６のうちＢＣ及びＥに掲げる高速道路の料金の額（単位：円）
Ｒ　：普通区間の１キロメートル当たりの料金の額（単位：円）
Ｒ'1：恵那山特別区間又は飛騨特別区間の１キロメートル当たりの料金の額（単位：円）
Ｒ'2：大都市近郊区間の１キロメートル当たりの料金の額（単位：円）
Ｗ　：30
ｔ　：消費税率
ただし、走行する区間に新湘南バイパスの茅ヶ崎西インターチェンジから首都圏中央連絡自動車道の寒川南インターチェンジまでの間が介在する場合は、別添６のうちＦに掲げる高速道路においてのみ、上記式のＰ×（１－Ｗ÷100）＋P'を次式に読み替えるものとする。
Ｘ×Ｙ÷（Ｙ＋Ｚ）×（１－Ｗ÷100）＋Ｘ×Ｚ÷（Ｙ＋Ｚ）
㈱　上記式においてＸ、Ｙ、Ｚは、それぞれ次の数値を表すものとする。
Ｘ：新湘南バイパスの大磯インターチェンジから首都圏中央連絡自動車道の海老名南ジャンクションまでの間のうち走行区間に該当する区間の料金の額（単位：円）
Ｙ：新湘南バイパスの大磯インターチェンジから首都圏中央連絡自動車道の茅ヶ崎ジャンクションまでの間のうち走行区間に該当する区間の料金の額（単位：円）
Ｚ：首都圏中央連絡自動車道の茅ヶ崎ジャンクションから海老名南ジャンクションまでの間のうち走行区間に該当する区間の料金の額（単位：円）

ハ　新湘南バイパス等の料金算定の特例
休日割引における、次表の㈠に掲げる新湘南バイパスの各インターチェンジと高速国道又は首都圏中央連絡自動車道の各インターチェンジ相互間の料金の額は、イ及びロの規定にかかわらず次表の額（単位：円）に消費税率を乗じ、四捨五入により、10円単位の端数処理を行った額とする。